

## 9月は「屋外広告物美化強調月間」

# 屋外広告物の表示には、許可が必需です！

「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害防止」を図るため、ポスターや看板等の屋外広告物は、設置場所や大きさ等が規制されています。また、屋外広告物を表示するときは、原則として村長の許可を受ける必要があります。



### 主な許可基準▼

- ①「禁止地域(道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲の区域、信号機の付近等)」に表示しないこと
- ②「禁止物件(街路樹、電柱、道路標識等)」に表示しないこと
- ③広告物の面積、高さ等が一定の基準(建物の壁面に表示する広告物の面積の合計は50平方メートル以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下等)

を満たしていること

**その他▼**屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。  
※詳細は、茨城県公式ホームページに掲載の「屋外広告物のてびき」をご覧ください。

**問い合わせ▼**都市整備課都市計画推進担当(☎282-1711 内線1234)

ふるさと歴訪  
〜歴史を再発見〜

## もちに願いを

「えりかけもち(襟掛け餅)」という言葉を知ったことがありますか。

「えりかけもち」とは、子どもの成長を祈って、2月8日に、数珠つなぎにした丸餅を、子どもの首から掛ける風習です。茨城県の中でも、特に、北部から中央地域にかけて盛んだった行事で、昭和62(1987)年に東海村で撮影された写真も残っています。

地域によっては「えりかけだんご」とも呼ばれますが、この行事が2月8日に行われること、7歳までの子どもが行事の主役である、という2点は共通しています。

明治時代に完成した地誌『新編常陸国誌』には、「襟懸団子」という見出しで、「二月八日ニ水戸辺ニテ小児アル家ニテハ団子ヲ手マリノ大キサニツクリテ、其兒ノ年ノ数ニ合セテ倍ニシテ藤ノ弦ニ貫ヌキ数珠ノ如クニ結ヒ合セテ男女トモニ小児ノエリニ掛ケサスコトアリ以テ祝儀トス…(中略)…七歳以前ノ小児ハカリナリ、八歳ヨリハコノ事ヲナサズ」とあります。この本が完成したのが明治時代ですので、行事そのものの起源は、少なくとも江戸時代まではさかのぼることができるのかもしれない。

茨城県立歴史館副主任学芸員

林 圭史

ところで、左の写真の撮影者は、茨城を代表する民俗学者の藤田稔先生(1922-2013)です。県立東海高等学校の初代校長を務め、『東海村史』でも活躍された藤田先生が、晩年の著作で説いたのは、「人々の生活や心性は時代により変化しますが、変わりゆく生活文化(流行)の中に、永遠性をもつ真実(不易)を発見しようとする」ことの意義でした(藤田稔『茨城の民俗文化』2002)。

今回紹介した「えりかけもち」に込められた、子どもの成長を祈る郷土の人々の思いはまさに「不易」といえるでしょう。そして、そのような願いは時代を超えて、現在、整備・検討が進められている(仮称)歴史と未来の交流館の構想へ受け継がれ、東海村の未来へ生かされようとしています。



【襟掛け餅】

昭和62年 東海村にて藤田稔氏  
撮影(茨城県立歴史館寄託)